

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

1.1 地域の災害リスク

東広島市のハザードマップ・地震防災マップ(平成 29 年 3 月発行)によると、当商工会管轄地域で表示されている主な災害リスクとしては、浸水と土砂、高潮によるものが挙げられる。

1.1.1 浸水

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、当商工会から約 500m 東の海岸を起点に浜地区集会所を含む東西約 1km、および三津大川を中心に海岸から 2km に亘り、1m 未満の浸水リスクがある。

1.1.2 土砂

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、斜面と平地が交差する地点には、「急傾斜地崩壊による被害の恐れがある箇所」の表示が点在する。とりわけ、正福寺～蓮光寺～三津小学校を結ぶ地域と木谷郷川沿いにはこの表示が多くあり、線状になっている。

1.1.3 高潮

広島県が公表している「高潮・津波ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、台風接近による低気圧等がもたらす高潮のリスクは、上記浸水リスク地点を中心に三津湾の全海岸線地域に及ぶ懸念がある。

1.1.4 地震・津波

(1) 南海トラフ巨大地震

三津湾を中心に「震度 6 弱」、30 年以内の発生確率 70%程度と記されている。

(2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

三津湾を中心に「震度 6 弱」、30 年以内の発生確率 40%程度と記されている。

(3) どこでも起こりうる直下地震

風早駅を中心に「震度 6 弱」、30 年以内の発生確率不明と記されている。

広島県が公表している「高潮・津波ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、南海トラフ巨大地震、瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震を想定した浸水想定図では、風早地区、三津地区、木谷地区に広く浸水リスクがある。

1.1.5 ため池

当商工会地域には、豪雨時及び地震発生時に決壊する恐れのあるため池が多数存在していることから、住宅への浸水等の被害の発生が想定されており、注意が必要である。

1.1.6 その他

平成 30 年 7 月豪雨では、三津大川の下流域で多数の家屋が浸水した。令和 2 年 9 月時点においても、まだ復旧工事中の地域がいくつか残っている。したがって、大雨が予想される時は、十分な注意と、ゆとりをもった避難活動が必須である。

【防災関連サイト（参考資料）】

◆東広島市ハザードマップ・地震防災マップ

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/5/hmap_mihiraki.pdf

◆ひがしひろしまっふ

<https://www.sonicweb-asp.jp/higashihiroshima/>

◆洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

◆土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

◆広島県 ため池まっふ

<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>

1.2 商工業者の状況(令和2年4月1日現在、出典「令和2年度 商工会実態調査」)

- ・ 商工業者等数 474 者
 - ・ 小規模事業者数等 445 者
 - ・ 商工業者の会員数 337 者
- (会員数の内訳)

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	宿泊業	娯楽業	娯楽業 以外	その他
55	49	12	113	22	1	0	66	19

1.3 これまでの取組み

1.3.1 東広島市の取組み

- ・ 地域防災計画の策定
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、地域防災計画(基本編・震災対策編)を策定している。計画は随時修正している。
- ・ 防災訓練等の実施
総合防災訓練及び災害図上訓練の実施
全国一斉Jアラート情報伝達訓練・緊急速報訓練の実施。
- ・ ハザードマップ等の作成、配布
東広島市ハザードマップ・地震防災マップを平成29年3月に作成(令和3年春には新たに作成予定)。市役所危機管理課もしくは各支所・出張所で配布。また、東広島市のホームページよりダウンロードができる。
- ・ 災害協定の締結
県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。
また、専門的知識、施設を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応できる体制を構築している。
- ・ 地域防災リーダーの育成
地域防災リーダー養成講座を開講し、地域防災リーダーの育成を行っている。
- ・ 防災備品の備蓄
飲料水、食料、毛布などの物資を、市内各地域の防災倉庫及び指定避難所等に分散させて備蓄している。

1.3.2 当商工会の取組み

- ・事業者 BCP に関する国及び県の施策の周知
- ・事業者 BCP 作成セミナーの開催
- ・広島県共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコープ、懐中電灯、救急セット、他)の備蓄
- ・東広島市が実施する防災訓練への参加
- ・安芸津町商工会 BCP の作成

2. 課題

これまでのところ、安否確認網をはじめとする緊急時の連絡網確立や重要情報等の明記が中心であり、段階的な防災訓練計画立案には至っていない上、災害発生時の行政機関等との具体的な連携方法や役割分担等の体制についても明確になっていない。

また、新型コロナウイルス感染症対策のような非自然災害に適応した事業継続計画(BCP)立案という視点が不足している。

さらに、リスクの洗出し、リスクの回避・低減・移転・保有という視点に基づくリスクマネジメントの理解、そしてリスクマネジメントをも採り入れた経営戦略立案及び PDCA による実践を可能にする、裾野の広い経営指導を体系的に実施する職員が十分に揃っていないという課題を抱えている。

3. 目標

- ・会員をはじめとする安芸津町内の事業者に対して、災害リスクの顕在化と事前対策の必要性を周知する。
 - ・市と当商工会の間に、発災時の連絡網や協力体制を構築する。
 - ・円滑な復興支援策の立案と実施のため、関係機関との連携体制を協議・構築する。
 - ・BCP 作成目標
- 次の表のとおりとする。

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	その他
作成支援事業者数	55	49	12	113	22	86
BCP作成目標	6	5	1	11	2	9

※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

2.1 事前の対策

2.1.1 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや施策群（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）を説明する。
- ・会報やホームページ、市広報等を利用して、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組んでいる小規模事業者を紹介する。
- ・小規模事業者に対し、実効性のあるBCP作成や即時取組み可能な施策、効果的な訓練等を指導または助言する。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険等を紹介する。

2.1.2 当商工会の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年事業継続計画を作成済み（別添）

2.1.3 関係団体等との連携

- ・当商工会と連携する損害保険会社（共済含む）とのセミナー共催
- ・啓発ポスターやチラシの作成

2.1.4 フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP取組み状況を定期的（1回/期）に確認する。

2.1.5 当該計画に係る訓練実施

- ・自然災害（例：豪雨に伴う水害）発生を仮定した訓練を計画し実行する。
- ・訓練計画は、段階的にその連絡先や関係者を拡大する。
- ・反省点を次の計画へ反映する。

2.2 発災後の対策

発災時は安全確保を第一とした上で、下記手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

2.2.1 応急対策の実施可否の確認

- ・職員は、発災後速やかにLINE WORKSで安否及び被害状況を広島県商工会連合会へ報告する。
- ・東広島市と当商工会は、電話・メール・SNS等を活用して、安否及び被害状況を含む必要な情報を共有する。

2.2.2 応急対策の方針決定

東広島市と当商工会は、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を下記の通りとする。（自然災害の場合）

- ・当商工会の職員は、安全確保を最優先する。
- ・当商工会の全職員に被害が及ぶ場合の応急対策や役割分担を決める。
- ・確認された被害状況等は、3日以内に情報共有する。
- ・被害規模は表1を目安とする。
- ・情報共有の頻度は表2を目安とする。

表 1

大規模な被害	・「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が、地区内 10% 程度の事業所で発生している。 ・「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が、地区内 1% 程度の事業所で発生している。 ・被害が見込まれている地域と連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されているため確認できないという事態が発生している。
被害あり	・「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が、地区内 1% 程度の事業所で発生している。 ・「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が、地区内 0.1% 程度の事業所で発生している。
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない

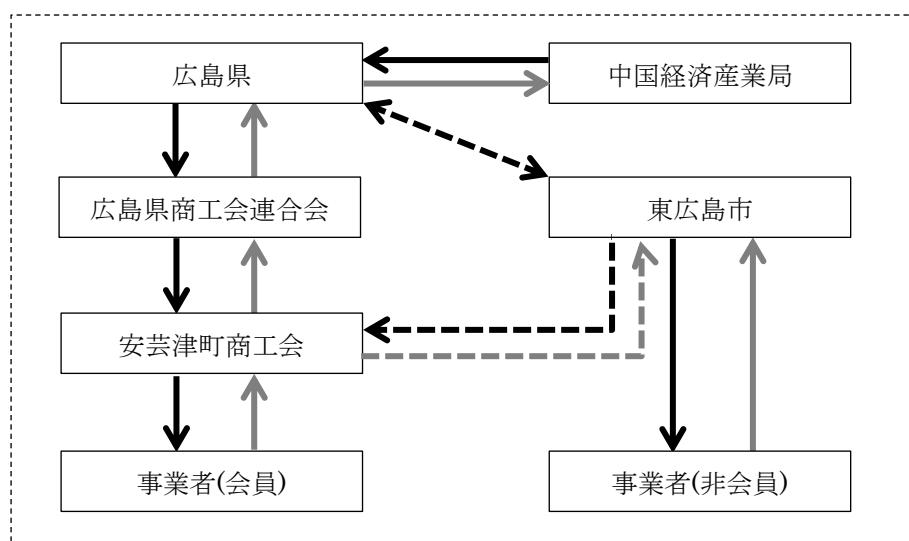
なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

表 2

発災後～1 週間	3 回/日（朝・昼・夕）
1 週間～2 週間	2 回/日（午前・午後）
2 週間～1 ヶ月	1 回/日（午前）
1 ヶ月以降	2 回/週

2.3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者等の被害情報の迅速な把握と円滑な指揮命令を実現する仕組みを構築する。
- ・二次被害防止のため、被災地域での活動について定める。
- ・東広島市と当商工会は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法を予め確認しておく。
- ・東広島市と当商工会が共有した情報を、県の商工担当部署へメールまたは電話等で報告する。
- ・当商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害情報を東広島市の産業振興課と共有するとともに、県の商工担当部署へも報告する。
- ・情報共有と報告の経路は下記の通り



2.4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法を東広島市と相談する。なお、当商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

2.5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・東広島市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等を支援する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 4 月現在)	
1. 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[安芸津町商工会 事務局長] --- B[安芸津町商工会 法定経営指導員]; C[東広島市 産業部長] --- D[東広島市 産業部 産業振興課]; B <--> 連携 連絡調整 D; D <--> 確認 連携 E[東広島市 総務部 危機管理課];</pre>	
2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
2.1 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員：少前圭祐（連絡先は、後述 3.1 を参照のこと）	
2.2 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報提供及び助言等の実施 ・本計画の具体的な取組みの企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認や見直し等のフォローアップ(1 回/年)	
3. 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
3.1 商工会 安芸津町商工会 〒739-2402 広島県東広島市安芸津町三津 1649-1 Tel: 0846-45-4141 Fax: 0846-45-3172 email: akitu@hint.or.jp	
3.2 関係市町 東広島市 産業部 産業振興課 〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8-29 Tel: 082-420-0921 Fax: 082-422-5805 email: hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp	
※その他 上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金額	961,000	862,000	1,047,000	1,044,000	1,224,000
専門家謝金	480,000	480,000	640,000	640,000	800,000
セミナー開催費	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
チラシ等作成費	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
協議会運営費	88,000	79,000	96,000	95,000	112,000
救護用品等の拡充等	120,000	30,000	38,000	36,000	39,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東広島市補助金、広島県補助金、事業収入、他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	